

オンラインセミナー（zoom ウェビナー）

法改正により2026年10月から全企業で義務化！

カスハラ対策の実施方法とポイント

～社内でのご準備はお済みですか？ 施行前に要点をチェック～

【日 時】 2026年6月24日（水）14:00～15:30

【講 師】 野口&パートナーズ法律事務所 弁護士 大浦 綾子 氏

【会員特典】 中国生産性本部の会員は、2名様まで無料です。

労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメント対策はサービス業だけではなく、全ての企業を対象に

2026年10月から義務化となります。

現段階でお客様と良好な関係であっても企業として事前の対応策を講じることが求められています。

また、お客様との問題を抱えている場合には、健全な関係をつくる機会にもなります。

本セミナーは、カスハラ対策への実施方法のポイントや見落としがちな点をわかりやすく解説いたします。

1. 改正法により企業に義務付けられるカスハラ対策

- 10月1日施行の労働施策総合推進法の概要
- 企業に義務付けられる措置
- カスハラとは何か

2. カスハラ対応の土台となる3つのポイント

- カスハラは「組織」に向けられた攻撃であり組織が解決すべき問題である
- お客様は「対等な取引相手」である
- こちらの落ち度がきっかけでもカスハラはカスハラである

3. ここから着手する企業のカスハラ対策

- 実態調査
- 基本方針の策定
- 従業員への周知・教育
- 個別事案への組織的対応
- 再発防止

講師プロフィール

野口&パートナーズ法律事務所 弁護士 大浦 綾子 氏

2002年 司法試験合格。03年 京都大学法学部卒業。04年 弁護士登録。09年 米国ボストン大学ロースクール留学。10年 外資系企業にて企業内弁護士として勤務。11年 ニューヨーク州弁護士登録。法律事務所に復帰。

企業での研修講師や経営側からの人事・労務問題の紛争解決の経験が豊富。

紛争がなく、皆が活躍できる職場づくりに貢献したいという真摯な思いと、ソフトな語り口でありながら鋭い視点の指導が高い評価を得ている。特に、難解な法律を判例や事例を入れ、わかりやすく説くことが注目されている。

開催要領

参加料：中国生産性本部

会 員	2名様まで無料（3名以上から1名様8,800円）
非会員	11,000円

（資料代・消費税 含む）

対 象：人事・労務・総務・顧客対応・コンプライアンス部門の責任者・担当者
テーマに関心のある方

オンラインについて：◎リアルタイムの配信となります。（録画受講はできません。）
◎インターネットに高速通信で接続できる場所からご受講ください。
◎マイク・カメラは不要です。

〈お申込の方法〉

- 参加申込書に所定事項をご記入のうえ、FAX、または、ホームページからお申込みください。
- 開催日の5日前までに派遣責任者様へzoomへの接続情報と資料をEメールで送付いたします。

〈お問合せ・お申込み先〉

中国生産性本部（担当：西川三佐子）
〒730-0041 広島市中区小町4-33
TEL：082-242-7972 FAX：082-242-7973
URL：<https://gr.energia.co.jp/cpcenter/>

参加申込書【オンラインセミナー】カスハラ対策の実施方法とポイント／6月24日開催
中国生産性本部 行

貴組織名	
所在地	〒
派遣責任者	(氏名)
	(部署・役職名)
	(電話番号)
	(Eメール)

参加者氏名	部署・役職名
・会員2名様まで無料	
・@ 円× 名	
円	

個人情報の取扱いについて

○本書にご記入いただいた個人情報は、法令に基づく場合などを除き、お客様の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。ただし、当本部の事業活動およびサービス提供とこれに付随する業務を行う目的の範囲内（参加者名簿作成、セミナー案内の送付）で利用させていただきます。

○作成した参加者名簿は、セミナーの講師に配布すると共に受付用として利用させていただきます。また、グループ討議を行うセミナーに限り参加者へ配布する場合があります。

FAX 082-242-7973